

関西電力のプルサーマル広告（パンフ）への苦情 再申し立て
「審議案件として取り扱わない」との回答（1月31日付）に納得できません
次は、審査委員会で審議してください

前略

関西電力のプルサーマル広告（パンフレット）への苦情に対する貴機構の1月31日付回答を受け取りました。回答では、「当該表示の是非に関する判断にとどまらず、日本国における原子力発電事業の推進に関する考え方やプルサーマルの安全性に関する考え方によって判断が大きく分かれるものと思われまます」と述べ、「当機構の役割を越えた専門的かつ高度な判断が必要になると考えられますので、当機構が本件を審議案件として取り扱うことは困難であるとの結論に至りました」と記載されています。私たちはこの内容に、たいへん驚いております。

いうまでもなく私たちは貴機構にプルサーマルの是非について判断を仰いだのではありません。回答にある通り、まさに原子力発電およびプルサーマルについては意見が分かれる問題であり、したがって国民の合意がまだ得られていない問題であるのです。

しかも原子炉には現在大量のプルトニウムが入っているという、重大な危険性があります。プルトニウム入りの原発で事故が一旦起こったら、と想像してみてください。私たちはその不安を抱え、不安が現実のものとなることを恐れています。

このように意見が分かれ、かつ命の危険にかかわる重大な問題について、関西電力が正確ではなく誇大な説明による広告を流していることに対する苦情です。しかも誰もが使う電気であり、誰もが必ず払っている電気料金で、一方的に作られた広告が大量に流されているのです。とうてい見過ごすことはできません。

私たちの不安がごく一部の人に限らないことは、人から人へと広がって今回 89 人の連名での苦情提出となったことにも現れております。私たちが住んでいる、福井・滋賀・京都・兵庫・大阪・奈良・和歌山は、ほぼ関西電力の電気の供給を受ける地域と重なります。このこともあわせてご配慮願います。

また、貴機構のホームページには、「業務委員会で結論の出ないもの、あるいは業務委員会の結論に申立者あるいは被申立者が納得しない場合、審査委員会にかけられます」との説明がありますが、今回の回答にはこの説明はなく、一方的に「最終的判断」と書かれています。業務委員会で審議が困難であるなら、ぜひ審査委員会で審議され、公正なる対応がなされるよう強く希望するものです。

草々

苦情再申立人：85名